

## 第九章 什一税

什一税は土地の総産出量に課される税であり、一次產品に対する課税と同様、その負担は全面的に消費者へ転嫁される。地代税とは異なり、地代税の影響が及ばない土地にも及び、地代税に左右されない一次產品の価格も押し上げる。また、最良地から最劣等地まで、産出量に厳密に比例して負担が配分されるため、ゆえに平等な税である。

穀物価格を規定する最劣等地、すなわち地代が生じない土地が、小麦の価格が一クオーターダンタリ四ポンドのときに農民に通常利潤をもたらすだけの収量をあげているなら、什一税が課されると農民は一クオーターダンとに教会に八シリングを納めねばならないため、同じ利潤を維持するには価格を四ポンドから四ポンド八シリングに引き上げる必要がある。

什一税と粗生産物課税の唯一の違いは、前者が収穫量や価格に応じて課税額が変動する貨幣税であるのに対し、後者は一定額の貨幣税である点にある。停滞状態の社会では、穀物の生産が容易にも困難にもならないため、穀物価格は不变であり、両税の効果は等

しく税額も同様に不变となる。だが、社会が後退する場合や、農業の大幅な改良によつて粗生産物の相対価値が他の財に比べて低下する場合には、什一税は一定額の貨幣税より軽くなる。例えば穀物が四ポンドから三ポンドに下がれば、税は八シリングから六シリングに減る。反対に、農業に顕著な改良がないまま社会が進展して穀物価格が上がるとき、什一税は一定額の貨幣税より重くなる。穀物が四ポンドから五ポンドに上がれば、同じ土地での什一税はハシリングから一〇シリングに増える。

什一税と貨幣税は、地主の貨幣地代には影響しない一方で、穀物地代には実質的に大きな影響を与える。穀物地代に対する貨幣税の作用は既に示した通りであり、什一税でも同様の効果が生じるのは明らかである。区画一・二・三がそれぞれ一八〇・一七〇・一六〇クオーテーを産出すると仮定すると、地代は区画一で二〇クオーテー、区画二で一〇クオーテーだが、什一税を納めるとその比率は維持されない。各区画から一〇分の一分が差し引かれ、残る産出量はそれぞれ一六二・一五三・一四四クオーテーに減るためである。この結果、穀物地代は区画一で一八クオーテー、区画二で九クオーテーに低下する。一方、穀物価格は四ポンドから四ポンド八シリング一〇と三分の二ペンスに上昇する。九クオーテーと四ポンドの割合が一〇クオーテーと四ポンド八シリング一〇と三

分の一ペンスの割合に等しくなるため、貨幣地代は据え置きのままで、区画一は八〇ポンド、区画二は四〇ポンドとなる。

什一税（生産物の一割）の最大の問題は、恒久的で固定的な税ではなく、穀物の生産が難しくなるほど税の価値が比例して増える点にある。穀物の価格が四ポンドに上がれば税は八シリング、五ポンドなら一〇シリング、六ポンドなら一二シリングとなる。しかも、税の価値だけでなく課税量も増える。第一の耕地だけなら課税量は一八〇クオーターにとどまるが、第二の耕地まで耕作すれば一七〇を加えて計三五〇クオーター、第三まで耕作すればさらに一六〇を加えて計五一〇クオーターとなる。さらに、生産総量が一〇〇万クオーターから二〇〇万クオーターへ増えれば、課税量は一〇万から二〇万クオーターへ増えるうえ、後者の一〇〇万クオーターの生産にはより多くの労働が必要になるため生産物の相対的な価値が上がり、数量は二倍でも二〇万クオーターの価値が以前の一〇万クオーターの三倍になり得る。

耕作の困難さに応じて課税額が増えるという点で什一税と同じ性格をもつ課税なら、別の手段で教会のために同額を集めても帰結は変わらない。教会は、国内の土地と労働が生む純生産に占める取り分を持続的に拡大する。社会が成長軌道にあるとき、土地か

らの純生産が総生産に占める比率はつねに縮小する。しかし結局のところ、経済が進歩していようと停滞していようと、あらゆる租税の最終的な原資は国の純所得である。総所得に比例して増える一方で実際には純所得を直撃する税は、必然的に過重で受け入れがたい。什一税は土地からの総生産の一〇分の一であつて純生産の一〇分の一ではないため、社会が豊かになるほど、総生産に対する比率が一定でも純生産に占める負担は一段と大きくなる。

什一税は国内で生産される穀物にのみ課され、輸入穀物には課税がないため、輸入が実質的に優遇されて地主に不利になる。そこで、この制度によつて生じる土地需要の低下から地主を守るには、輸入穀物にも什一税を課し、その収入を国庫に納めるのがよい。これが最も公正で公平な方策であり、国庫に入つた分は、政府の必要経費をまかなうために課される他の租税を減らすことになる。一方で、その税収を教会に支払われる基金の拡充だけに充てるなら、経済全体の生産は増えるとしても、生産に携わる人々に配分される取り分は小さくなる。

布の取引が完全に自由なら、国内の製造業者は、われわれが輸入するよりも安く布を販売できる可能性がある。国内の製造業者にだけ課税して輸入布を無税にすると、輸入

## 5 第九章 什一税

布のほうが相対的に割安となり、資本が布の製造から他の商品の製造へと不利な形で移るおそれがある。輸入布にも課税すれば、布の製造は再び国内で行われるようになる。

消費者は、第一に外国品より安い国内品を買い、第二に無税のため国内の課税品より安い外国品を買い、第三に内外ともに課税されると相対的に安くなる国内品を再び買う。

第三の局面では、消費者の支払いは最も大きいが、その増加分はすべて国の税収となる。第二の局面でも消費者の支払いは第一より増えるが、増加分のすべてが国に入るわけではない。税によって最も容易な生産手段が縛られて使えなくなるため生産が困難となり、

そのぶんコストがかさみ、価格が上がるからである。